

## 利益相反事項届出書の報告事項

一般社団法人 日本在宅薬学会

様式 2 の利益相反事項に関し、報告対象企業との利益相反関係について報告するものとする。

報告対象企業： 医薬品・医薬品機器メーカー等医療関係企業一般並びに医療関係研究機関等の企業・組織・団体とし、医学研究等に研究資金を提供する活動若しくは医学・医療に並びにこれらの評価等に関わる活動をしている法人・団体等とする。

### 1. 企業の職員

具体的な企業（団体）名及び職名を記載。

### 2. 企業等の顧問職

本書面提出の前年 1 年間（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日をいう。以下同じ）に年間 100 万円以上の支払いを受けている報告対象企業の具体的な企業（団体）名及び職名を記載。

### 3. 株式等配当

自己又は自己と生計を一にする親族が保有している、報告対象企業の株式・持分等から得られた利益（配当等。株式による配当も含む）の企業別の合計額が、本書面提出の前年 1 年間において 100 万円以上になっている場合、各人別に具体的な企業（団体）名を記載。但し、保有者の個人名、株数及び利益額の記載は不要。

### 4. 講演料等

自己又は自己と生計を一にする親族が、本書面の提出 1 年間において、報告対象企業から 1 団体あたり合計して（各支払者について受領者別の金額を合計。以下同じ）50 万円以上の講演料等を得ている場合、各人別に合計して 50 万円以上となった企業（団体）名を記載。

### 5. 原稿料等

自己又は自己と生計を一にする親族が、本書面の提出前年 1 年間において、報告対象企業から 1 団体あたり合計して 50 万円以上の原稿料・報酬（相談料等単発的な業務に関するもの）を得ている場合、各人別に合計して 50 万円以上となった企業（団体）名

を記載。

6. 受託研究費・寄付金等

自己又は自己と生計を一にする親族が、本書面の提出前年1年間において、報告対象企業から1団体あたり合計して200万円以上の研究費・寄付金等（研究費の金額は、研究者の所属機関に対して支払われる金額の総額をいう）を得ている場合、各人別に合計して200万以上となった企業（団体）名を記載。

7. 専門的助言・助言等

自己又は自己と生計を一にする親族が、本書面の提出前年1年間において、報告対象企業から、専門的な証言・鑑定・助言・評価・コメント等に対し、1団体あたり合計して100万円以上の報酬を得ている場合、各人別に合計して100万円以上となった企業（団体）名を記載。

8. 贈答品等

自己又は自己と生計を一にする親族が、本書面の提出前年1年間において、報告対象企業から1団体あたり合計して5万円相当以上の贈答品もしくはこれに準ずるものを得ている場合、各人別に合計して5万円以上となった企業（団体）名を記載。